

(様式1)  
 審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	森林整備課	検索番号	3 - 1
法令名	林業種苗法	根拠条項	10 - 1		
許認可等	林業用苗木生産事業者の登録				
<p>(根拠規定)          生産事業を行おうとする者は、その住所地(法人にあっては、その主たる事務所の所在地。)を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。</p>					
<p>(許認可等の基準)          生産事業者の登録にあたっては、次の事項に留意すること。          林業種苗法の運用について(昭和45年10月9日付け45林野造第1246号林野庁長官通達)</p>					
<p>第4 生産事業者の登録について</p>					
<p>1 組合等委託生産者の取り扱い</p>					
<p>森林組合、森林組合連合会等(以下「組合等」という。)が組合員等に委託して種苗生産事業を行う場合には次の諸要件が具備されている委託生産に限り委託者である組合等を登録義務者として取り扱うものとする。</p>					
<p>(1) 委託者が樹てた養苗事業(種苗の採取又は育成の事業)計画に基づくものであること。</p>					
<p>(2) 次のアからエまでの事項について委託者と受託者との間に文書による契約が成立しているものであること。</p>					
<p>ア 生産に使用される種子、穂木又は幼苗は、すべて委託者から支給されたものであるか又はその産地・系統の選定、購入先等が委託者の指示によるものであること。</p>					
<p>イ 委託者から示された生産方法等に基づき、受託者が適正な生産活動を行うのに要する費用を委託者が負担するとともに、生産の途中において受託者の責に帰することのできない事由により事後の生産が不可能となった場合において、それまでに要した適正な費用を委託者が負担するものであること。</p>					
<p>ウ 委託者又はその使用人その他の従業者であって講習会(法第10条第3項イの講習会をいう。以下同じ。)の課程を修了した者がその生産につき直接指導監督するものであること。</p>					
<p>エ 生産された種苗の所有権及び処分権は委託者に帰属するものであること。</p>					
<p>2 申請書の提出</p>					
<p>法第10条第2項の登録申請書の提出については、手続きの簡便を考慮し、申請者が所属している団体等において取りまとめのうえ、申請手続きをするよう指導をお願いする。</p>					
<p>3 生産事業者が都道府県の区域を越えて住所を移転した場合の措置</p>					
<p>都道府県の事務の自治事務化に伴い、生産事業者の登録の権限は当該生産事業者の住所地を管轄する都道府県知事の権限となることから、生産事業者が都道府県の区域を越えて住所を移転した場合には、旧住所地を管轄する都道府県知事に対し法第13条第3項に基づく事業の廃止届を提出するとともに、新住所を管轄する都道府県知事に新たに登録の申請を行わなければならないこととなるので、生産事業者への周知と指導をお願いする。</p>					
<p>4 生産事業者の届出</p>					
<p>法第13条第2項の規定による届出及び再交付の申請については、登録証が滅失又は汚損した事実を確認したのちすみやかにこなうよう指導をお願いする。</p>					
<p>5 生産事業者が死亡した場合の取扱い</p>					
<p>第10の(2)により生産事業者が死亡したことを確認したとき、その他その事実を確認したときは、遅滞なく生産事業者登録簿の当該生産事業者の登録事項をまっ消するとともに、その旨を公告するようお願いする。</p>					
<p>6 その他</p>					
<p>(1) 法第11条第2項の規定により講習会の課程を修了した者に対し交付することとされている修了証明書の様式は、別記様式第3号によるものとし、当該修了証明書を交付したときは、別記様式第4号の生産事業者講習会修了者台帳に記載整理するようお願いする。</p>					
<p>(その他)</p>					